

令和7年12月9日

陳 情 文 書 表

總務政策常任委員会

政 策 局 關 係 陳 情

陳情番号	89-1	付議年月日	7.12.3
件名	脳神経関連権保護の条例制定についての陳情		
付議委員会		陳情者	
総務政策常任委員会	座間市相模が丘2-31-18コーポユカ202 楠元三千代外(1団体)1人		
【陳情事項】			
1.	神奈川県警察において、次の対応を行うこと。 (1) 脳神経関連権の侵害(人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用)から県民を守るために、サイバーセキュリティの担当官が行うべき次の業務を定める条例を制定すること。 ア 脳神経関連権の侵害行為の相談及び立証に関すること。 イ 脳神経関連権の侵害行為の捜査及び司法立件手続を行うこと。 ウ インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報(*1)の閲覧、監視、倫理規定を定め、監査すること。 エ ニューラルネットワークのサイバーセキュリティ(*2)を構築し、施行すること。 オ 神経兵器によるテロ行為、武力攻撃に対し、関係機関(自衛隊、警察庁)と連携対応すること。 カ ニューロ技術の科学的分析と脳神経関連権の保護の方法等の情報調査並びに科学検査研究所及び防衛研究所への協力要請に関すること。 キ (3)の被害者救済特別措置条例に関する業務を行うこと。 (2) 本人に許可なく外部から人の脳にハッキングする行為を脳神経関連権の侵害として罰則を規定する条例(*3)を制定すること。 (3) 脳神経関連権の侵害(条例制定前の侵害も含む。)により、生活、財産、生命の損失被害を受けた被害者を救済する特別措置に関する条例を制定すること。		
2.	神奈川県個人情報保護条例において、脳神経関連権に関する情報(*4)を個人情報に追加し、生活、生命、財産(*5)に係る情報の読み取り行為を条例違反として罰すること。		
3.	神奈川県国民保護計画において、ニューロ技術を軍事技術転用した神経兵器(ニューロ技術の悪用)を対象に追加すること。 また、危機管理委員会議長がその権限で諮問委員会を開催し、専門家から神経兵器の情報及び民間の団体等から神経兵器又は同等の神経通信技術の使われ方による犠牲者の実態の情報収集すること。 その収集した情報をもとに既に犠牲となった神奈川県国民の救済をおこなうこと。		
* 1	インターネット上の脳神経関連権に係る通信情報とは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のない不正利用をインターネット回線上で許可なく通信する行為に関する情報をいう。		
* 2	ニューラルネットワークのサイバーセキュリティとは、人体へのハッキング又は生体データの記録の本人の許可のないインターネット回線上での不正利用の通信を遮断し、又は改ざん行為から守ることをいう。 コンピュータ、携帯電話と同様に人間をハッキングし、脳の生体データを改ざんする行為から守る行為をサイバーセキュリティとの意味合いで説明している。 中国のニューロストライクという神経兵器は、人体へ遠隔的に通信回線を用いハッキングし、生体データを操作し、マインドコントロールする技術である。民間でも同等の技術が多数開発されているため、インターネットに人間の脳を接続する倫理観が議論されている。		
* 3	2025年11月8日・9日に慶應義塾大学三田校舎で国際シンポジウムが開催され、人間をインターネットに接続する倫理観について、各国から講演者を招待し議論がされている。 具体的には、生理現象を強要する行為を刑法の傷害罪に準じて罰する、様々な疾患症状を恣意的に引き起こし、健康を害する行為を刑法の傷害罪に準じ、また、死に至らしめたものは殺人罪に準じて罰する、性的な刺激を強要する行為を刑法の強制わいせつ罪に準じて罰する、知的財産や技術情報の侵害を電波法、特許法、不正競争防止法、特許法に準じて罰する内容が考えられる。		

- * 4 脳神経関連権に関する情報とは、個人の生体データ（脳波又は脳と神経を結ぶ信号、記憶）及びその記録のことをいう。
- * 5 財産とは、キャッシュカード、銀行通帳、金融商品の取扱いの暗証番号、パスワードに関する情報や技術情報など経済的な価値を伴う知的財産権をいう。

【理由】

1. 脳神経関連権の5つの権利は、日本国憲法の基本的人権として捉えるべき権利であり、法の欠缺（空白）がある。脳神経関連権の5つの権利とは、次のとおりである。
 - (1) 認知的自由(cognitive liberty)…脳神経科学を応用した技術を自由に使う権利及び脳神経科学を応用した技術による影響を強制的に受けさせられない権利。
 - (2) 精神的プライバシー(mental privacy)…心理的・精神的活動に関わるデータを保護する権利。
 - (3) 精神の不可侵(mental integrity)…精神的活動に対する有害な介入から個人を守るための権利。
 - (4) 心理的連續性(psychological continuity)…自らの精神生活を第三者によって合意なく改変されない権利。
 - (5) 分配的平等と差別の問題…公正なアクセスを得る権利（脳神経科学を応用した技術などに平等にアクセスできる権利）及び差別を受けない権利（脳神経活動のあり方を理由とした不利益待遇（脳神経差別:neuro-discrimination）を受けない権利）。
2. ユネスコにおいて、2025年11月に脳神経関連権が新たな人権条項として採択される予定である。
3. チリ、メキシコ、ブラジル、欧州のデジタル憲章に脳神経関連権の概念が取り入れられており、日本は経済性を優先し、リスクに対する法規制化が遅れる傾向にある。
4. 軍事兵器目的及び医療目的で神経通信技術の開発が先行し、海外からの軍事目的やテロ行為、身勝手な欲望で本人に承諾なく使用される事態が予想されている（重大な国防問題）。
5. 市民的及び政治的権利に関する国際規約において、次のとおり規定されている。
 - (1) 第2条第2項で、締約国に「立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとること」とある。
 - (2) 第7条に「何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的な実験を受けない」とある。
6. 既に市場化されて法規制されないまま使用され、世界人口に対して約1万人に1人、日本人口に対しても同じく1万人に1人の割合で、本人に承諾なく人体にハッキングされ脳神経関連権の侵害とみられる事例が確認されている。
7. 法規制される以前に悪用され、損害を受けている国民がいるので、法規制される前に損害を受けた国民に対する経済的損失補償、社会復帰支援が必要となっている。既にニューロ技術により苦しめられている被害者が世の中に大勢いること、その置かれていたる苦境について御理解を賜り、私たち被害者の救済に向け、法の欠缺（空白）問題への取組をお願いしたい。
8. 日本の政府要人、知事、市長などが標的にされる可能性があり、一般国民を含め、この新しい犯罪を防御できる方法は皆無となっている。
9. なお、内閣総理大臣及び内閣府、担当特命大臣宛てに閣僚会議にて法制化の決議を求める陳情書にて提出し、現時点で法制化が進まない状況の中、度重なる重大な事件（新居浜事件）が愛媛県内で発生したので、他にもこの問題で苦しむ県民がいることから、国の法制化前に条例制定を先行して行っていただきたい。新居浜事件では、事前に実行犯が追い詰められる前に警察へ何度も相談し、警察が対応できる法的根拠がないため、拷問を受け続けた結果、錯乱し事件に至ったので、痛ましい事故が起こらないよう、警察が対応できるように特別の計らいをお願いした所存である（署名も行われ、180人を超える賛同者が集まり始めている。）。
10. これらの被害は、ニューロライツ財団がニューロ技術開発、実用化に伴い社会的影響を評価した結果、医療目的以外に使用されるリスクを予想し危惧したことが、具体化したものである。今後この問題を放置すれば、被害が確実に拡大する。そして、難渋するのは、被害に遭い始めた時にそれをその場で証明することができない、国民を人権侵害から守る法律がない、という困難さにある。人身の安全に関し保護を受けられない被害者らは、支援を待ち望んでいる。被害を受け始めたことを新たに申告されて被害者団体に加入される方は確実に増え続けている。国が国民を守る法制化を進めない以上、自治体へ国民を守る条例制定を希望するに至ったものである。

總務局關係陳情

陳情番号	5 4	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件 名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付 議 委 員 会		陳 情 者	
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
<p>【陳情の趣旨】 「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。</p> <p>【陳情の理由】 やつてもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。</p> <p>しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。</p> <p>その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。</p> <p>しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。</p> <p>その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。</p> <p>現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。</p> <p>したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。</p> <p>再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか</p>			

かっているのが実情です。2024年9月26日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から58年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年10月23日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から38年が経過しています。

日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、2024年（令和6年）3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年（令和6年）10月の時点で、すでに420を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情番号	8 6	付議年月日	7 . 1 2 . 1			
件 名	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台 5 5 – 6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出 井 健三郎 外 (1団体) 2人					
<陳情理由>						
<p>行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第36条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。</p> <p>しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります。</p> <p>チェックオフは、行政が公的な給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することにより、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する、法令上認められた便宜供与制度です。しかし、その資金の一部が政治活動や特定政党の支援に用いられている場合には、制度の趣旨を逸脱し、結果として行政の政治的中立性を損なうおそれがあります。</p> <p>地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。</p> <p>職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。</p> <p>一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。</p> <p>あわせて、地方公務員法第52条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。</p> <p>以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政の政治的中立性の確保 2. 地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限 3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重 						

という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、神奈川県においては、2,000人を超える職員が自治労ないし自治労連に加入しているとの情報があります。「組合費を給与から天引きしている根拠となる条例または規約」の開示を請求したところ、「組合費を給与から天引きしている根拠となる条例または規約は不存在」との回答があつた旨の報告を受けております。

チェックオフ制度を適正に運用するためには、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」に示されているように、

- ①当該事業場の過半数組合（または過半数代表者）と行政との間における労使協定（合意文書）の締結
 - ②各組合員からの委任同意書の取得
- という二要件が必要とされています。

これらが欠ける場合は制度運用が「違法状態」と判断される可能性が高く、あわせて行政の政治的中立性や公金取扱いの適正性に対して市民の疑念を招くおそれがあります。

つきましては、神奈川県におけるチェックオフ制度の運用状況について、改めて下記陳情項目の内容をご確認いただき、必要な対応をご検討くださいますようお願い申し上げます。

＜陳情項目＞

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。

3. 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

陳情番号	90	付議年月日	7.12.3
件名	今日の物価高騰を鑑み、インボイス制度の廃止を求めることを国に求める意見書 提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
総務政策常任委員会		横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉田 剛	

【陳情の理由】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが消費税のインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。また、インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。今後、経過措置の縮小・廃止が実施されれば、インボイス登録をしていない事業者との取引がいっそう見直され、小規模事業者やフリーランスが取引から排除され、廃業の危機に追いつめられることが懸念されます。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で充分可能であることから、本来、インボイス制度は不要なはずです。

今日の物価高騰や消費税の免税制度が設けられていたことを考慮すれば、中小企業・個人事業主に多大な負担となるインボイス制度は廃止すべきです。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情の要旨】

今日の物価高騰を鑑み、インボイス制度の廃止を求めることを国に求める意見書を提出すること。

陳情番号	91	付議年月日	7.12.3
件名	今日の物価高騰を鑑み、中小企業・個人事業主の経営支援として、消費税率を5%以下に引き下げる国に求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
総務政策常任委員会	横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉田 剛		

【陳情の理由】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税を訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。この間、私たちの取り組んだ国会議員要請行動でも、党派を超えた多くの議員が消費税減税とインボイス制度の廃止を求める請願書の紹介議員になってくれています。また、参議院選挙後の各紙世論調査でも消費税減税が多数を占める結果が示されています。民意は明確です。

依然として続く物価高のもと、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で、中小企業・個人事業主の倒産が増加しています。帝国データバンク「倒産集計2025年上半期」によれば、12年ぶりに5000件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。また、日銀「生活意識アンケート」(2025年6月)では、生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超にのぼっています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが負担能力を超えた消費税負担であり、インボイス制度導入による新たな税負担です。

調査によれば、消費税の価格転嫁が全くまたは一部しかできていない割合が22.2%に上りますが、しかし、こうした事業者のほとんどが納税を行っています。このことは、転嫁できない分を、身銭を切って納付していることを示しています。こうしたことから、消費税は国税の中でもっとも滞納が多い税金となっています。

地域で頑張っている中小企業・個人事業主の経営を応援するためにも、消費税減税が求められています。減税決定から多少時間がかかるとしても、国が減税を打ち出したなら、期待感と安心感で景気が上向くことが予想されます。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情の要旨】

今日の物価高騰を鑑み、中小企業・個人事業主の経営支援として、消費税率を5%以下に引き下げる国に求める意見書を提出すること。

陳情番号	92	付議年月日	7.12.3
件名	今日の物価高騰による経営と暮らしの困難に鑑み、インボイス制度が廃止されるまでの間、中小企業・個人事業主の負担を軽減する経過措置の継続を求める国に求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	

【陳情の理由】

7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのが消費税のインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。また、インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。こうした中で、経過措置の縮小・廃止となれば、インボイス登録をしていない事業者との取引がいつそう見直されることが懸念され、小規模事業者やフリーランスが取引から排除され、廃業の危機に追いつめられることになります。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で充分可能です。

中小企業・個人事業主に多大な負担となるインボイス制度は廃止されるべきです。少なくとも、廃止されるまでの間、負担を軽減する経過措置を延長すべきです。

以上の趣旨から、下記事項について陳情します。

【陳情の要旨】

今日の物価高騰による経営と暮らしの困難に鑑み、インボイス制度が廃止されるまでの間、中小企業・個人事業主の負担を軽減する経過措置である「2割特例」「8割控除」の継続を求める意見書を国に送付すること。

總務局・議會局
共管陳情

陳情番号	87	付議年月日	7.12.1			
件名	庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情					
付議委員会		陳情者				
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出井 健三郎					
<陳情理由>						
ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県の市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。						
神奈川県では6月議会で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的な圧を感じた、うち2名がハラスメントを受けたと感じたと明確に回答しています。勧誘総数は明らかにされていませんが、少なくとも2名の「ハラスメントを受けた職員がいる」ことは議会として重く受け止めるべきです。						
全国では35の自治体で、管理職員等を対象としたアンケート調査がおこなわれ、政党機関紙勧誘を受けた管理職員の57%（自治体平均値）が「議員から心理的圧力を感じた」と回答しています。						
議員から職員への政党機関紙勧誘は、勧誘者の意図にかかわらず、「心理的圧力」が伴っていることは明らかであり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読しお金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑念がいだかれる行為です。						
問題決着の在り方として、庁舎内では原則勧誘禁止を明確にしたうえで、職員個人の思想信条の自由を担保できる形での救済措置の実施を求めます。						
具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。						
① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。						
②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自分でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮できる。						
上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業						

行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした先行自治体の取り組みを踏まえ、アンケート結果を真摯に受け止めるとともに、社会全体から行政運営に向けられる厳しい視線を重く認識し、下記の対応についてご検討くださいますようお願いします。

<陳情項目>

1. ハラスメント防止及び庁舎管理規則の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。
2. 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。
3. 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。